

共通出願様式の受付開始について

特許庁特許審査第一部調整課審査基準室 大山 栄成

1. はじめに

本年1月1日より、日本国特許庁（JPO）は、国内出願⁽¹⁾（特許・実用新案登録出願）及びPCT出願について、明細書等（明細書、特許請求の範囲、要約書、図面）の共通出願様式（Common Application Format）の受付を開始しました。これに伴い、出願様式について、明細書に記載する見出しの追加、見出しの名称の変更、見出しの順序及び書類の順序の変更がされました⁽²⁾。

共通出願様式の概要について以下にお知らせいたします。

なお、共通出願様式に対応したPCT出願の電子出願ソフトについては、平成21年3月末に提供する予定です。このため、平成21年1月～3月までの間に電子出願を行う場合は、現行の様式での対応となります。

2. 「共通出願様式」とは

複数の国に出願する場合、各国で定められた様式に従って、それぞれ明細書等を作成する必要があります。先の出願を優先権主張の基礎として、先の出願とは異なる国に出願する場合には、先の出願の明細書等を、異なる様式に従って書き換えなければならない場合が生じます。

ここで、各国いずれの特許庁にも出願することができる共通化された様式があれば、出願人が各国特許庁に出願する際に、その様式を用いて出願することにより、明細書等を各国の様式に書き換える必要がなく、様式的要件に関しては、各国特許庁において、補正を要求されることもなくなります（図1は、そのイメージを示しています）。

これが、明細書等の共通出願様式を確立する目的であり、共通出願様式が確立されることによって、複数の国に出願する出願人の利便性向上、コスト削減が期待されます。

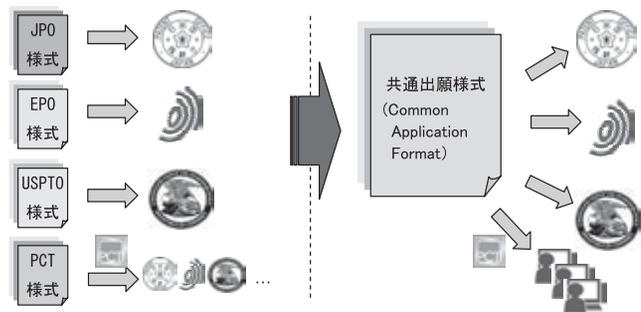


図1 現状と出願様式共通化後のイメージ

図2は、日米欧三極特許庁の特許出願件数（2006年）を示しています。三極全体での年間出願件数は約97万件（JPO：約41万件、米国特許商標庁（USPTO）：約43万件、欧州特許庁（EPO）：約14万件）です。そのうち、約24万件が他の2極の出願人からの出願となっています（例えば、日本の出願人は、USPTOに約7.7万件、EPOに約2.2万件の出願をしています）。

これらの出願が、自国にも出願されているとすると、三極間全体で、約24万件の出願の重複が存在することになりますが、日米欧三極特許庁で明細書等の様式が共通化されると、この重複出願についての明細書等の作成の手間が軽減されるといえます。

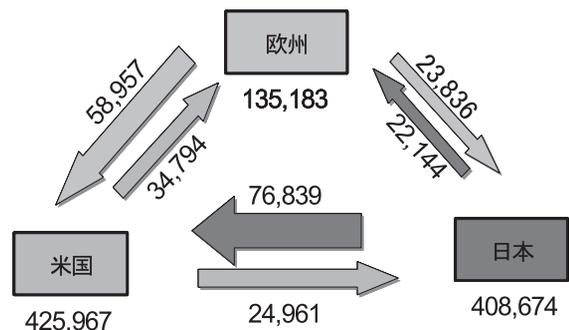


図2 日米欧三極特許庁の特許出願件数（2006年）（出典：特許行政年次報告書 2008年版（JPO））

3. 三極特許庁における検討と PCT への提案

3.1 三極特許庁における議論の経緯

三極ユーザー団体（日本弁理士会，日本知的財産協会，AIPLA, IPO, BUSINESSEUROPE, epi）⁽³⁾ の要望を受け，三極特許庁は，2005年11月の三極特許庁会合において，共通出願様式に関する作業部会の設立を合意しました。

以後，2年間計6回にわたる三極共通出願様式作業部会（世界知的所有権機関（WIPO）もオブザーバとして参加）では，JPO が議長を務め，検討を行いました。

第4回作業部会（2007年3月，東京）は，三極特許庁会合では初の試みとして，三極ユーザー団体代表の参加を得て開催され，その結果，共通出願様式の合意案が作成されました。その後，三極特許庁は三極ユーザー団体とともに模擬的案件を用いて試行を実施しました。

第5回作業部会（2007年9月，東京）では，試行結果を踏まえ合意案を修正しました。

そして，第6回作業部会（2007年11月，ワシントン DC）において，再び三極ユーザー団体代表を含めた作業部会を開催し，微修正のうえ最終合意に至りました。

2007年11月に最終合意に至った，共通出願様式に関する三極特許庁の合意文書は，三極ウェブサイトに掲載されています。また，JPO ホームページには，その仮訳が掲載されています⁽⁴⁾。

3.2 三極特許庁による PCT 実施細則改正の提案

世界における PCT 出願の出願件数は年々増加しており，例えば，日本の出願人からの PCT 出願の出願件数は，2007年で27,732件にのぼります（表1）。これらの PCT 出願が優先権主張を伴う場合，共通出願様式で出願された優先基礎出願の明細書等を PCT 出願の明細書等としてそのまま利用できれば，共通出願様式を利用する出願人のメリットは一層大きくなります。

表1 出願人国籍別の PCT 出願件数
トップ10（2007年）（出典：
2007年版 PCT 年報（WIPO））

出願人国籍	出願件数（2007年）
米国	53,147 件
日本	27,732 件
ドイツ	17,889 件
韓国	7,066 件
フランス	6,532 件
英国	5,610 件
中国	5,470 件
オランダ	4,165 件
スイス	3,728 件
スウェーデン	3,646 件

そこで，2008年4月の第15回 PCT 国際機関会合（PCT MIA）⁽⁵⁾ 及び2008年5月の第1回 PCT 作業部会⁽⁶⁾ において，三極特許庁は，三極特許庁間で合意された共通出願様式が PCT においても利用可能であることを明文化するため，PCT 実施細則に規定される明細書等に用いられる見出しに，共通出願様式で合意された見出しを追加する改正提案を行いました。この改正提案は，三極特許庁の中でも特に我が国が中心となり WIPO に提出したものです。

共通出願様式に関する PCT 実施細則の改正の概要は以下のとおりです。改正後の PCT 実施細則⁽⁷⁾ は，本年1月1日より施行されています。

●明細書の見出しについて

PCT 実施細則 204 号において，改正前の実施細則において規定される見出しに加え，以下の見出しを追加する。

- ・「発明の名称（Title of Invention）」
- ・「発明の概要（Summary of Invention）」
- ・「発明を実施するための形態（Description of Embodiments）」

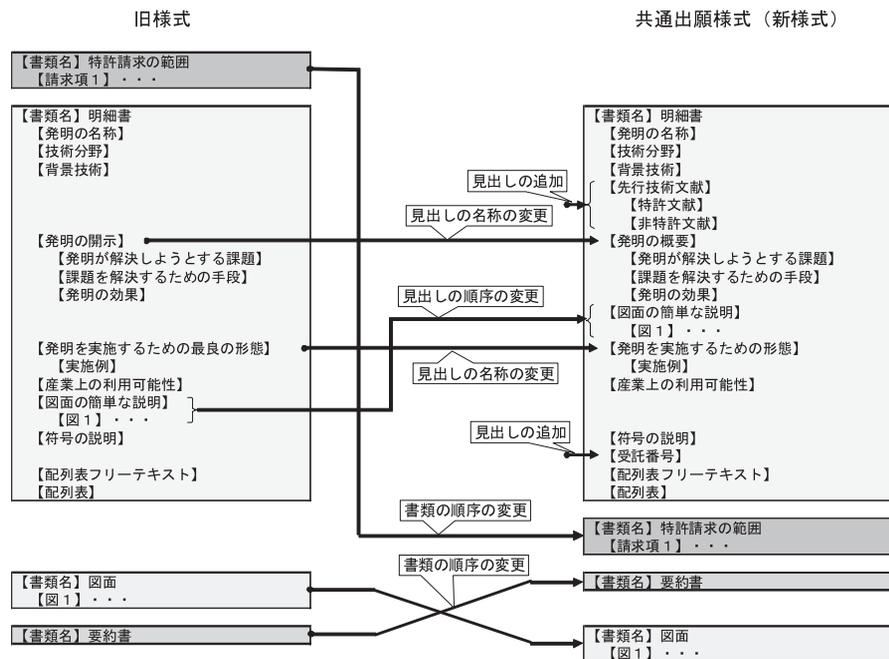
●請求の範囲の記載について

PCT 実施細則 204 号の2として，請求項の番号の前に請求項（Claim）と記載する（例えば，請求項1，請求項2，請求項3等）規定を新たに設ける。

4. 共通出願様式の導入に伴う変更点

4.1 国内出願の様式について

共通出願様式と整合させるため，我が国の国内出願の明細書等の様式は，以下の点について変更されました⁽⁸⁾。図3にその概略図を示しています⁽⁹⁾。



- (注 1) 図 3 において、様式の説明に用いた記載は書類の名称、見出しの名称及び請求項と図面の番号を意味します。
- (注 2) 先行技術文献の記載については、明細書中の任意の位置に記載することができます。
- (注 3) 平成 24 年 1 月に、要約書中の下位項目「選択図」を要約書から願書に移動する変更と、「配列表」を明細書の一部を構成する別書類として出願書類の最後尾に移動する変更を行い、共通出願様式に完全移行する予定です。

図 3 共通出願様式の導入に伴う変更の概要

●見出しの名称について

- ・「発明の開示」を「発明の概要」に変更する。
- ・「発明を実施するための最良の形態」を、「発明を実施するための形態」に変更する。
- ・「先行技術文献」及びその下位項目として「特許文献」並びに「非特許文献」を明細書中に記載する項目として追加する。ただし、「先行技術文献」の見出しの場所は明細書中の任意の位置に記載することができる。
- ・「受託番号」を「符号の説明」の後に追加する。

●見出しの順序について

- ・「図面の簡単な説明」を「発明の概要」の後ろに移動する。

●書類の順序について

- ・特許請求の範囲を明細書の後ろに移動する。
- ・図面を要約書の後ろに移動する。

以上の点に加え、共通出願様式に対応するため、要約書中の下位項目「選択図」を要約書から願書に移動する変更と、「配列表」を明細書の一部を構成する別書類として出願書類の最後尾に移動する変更を、平成 24 年 1 月（特許庁運営基盤システム稼働時）を行う予定です。

4.2 PCT 出願に関する変更点

3.2 でご説明した PCT 実施細則の改正により、「発明の名称」、「発明の概要」、「発明を実施するための形態」の見出しが PCT 出願において使用可能であることが明文化され、それに伴い、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則⁽¹⁰⁾も改正されました。

更に、電子出願に関する国際標準⁽¹¹⁾についても、共通出願様式に対応するための変更が行われました⁽¹²⁾。なお、国内出願に係る電子書類についても該変更後の国際標準に準拠した標準が採用されています。

4.3 公報に関する変更点

特許庁が発行する特許、実用新案に関する公報についても、共通出願様式への対応を 2 月から予定しています。新しい公報仕様では、共通出願様式に準拠した見出しを取り込んでおりますが、要約書、特許請求の範囲、明細書、図面という書類の順番については、従前と変更ありません。公報仕様の詳細については、特許庁ホームページ⁽¹³⁾からご覧下さい。

5. おわりに

共通出願様式の三極特許庁間の検討においては、プロジェクトのリード庁は JPO が務めました。また、

三極特許庁の会合に三極ユーザー団体代表が参加して議論が行われることは、三極会合では初の試みでした。さらに、PCTを共通出願様式へ適応させるための三極特許庁からの提案に際しても、JPOが中心となります。JPOが中心となります。JPOが中心となります。

このようにユーザーの皆様とJPOとが積極的に検討に加わった共通出願様式により、三極特許庁への出願やPCT出願の明細書等の作成に要する負担が軽減されることを期待します。

また、JPOでは、共通出願様式がより多くの特許庁で受け付けられ、ユーザーの皆様のご利便性がさらに向上するよう、他の特許庁に働き掛けて参ります。

注

- (1) 实用新案登録出願の様式も変更されましたが、本稿では特許出願についてご説明させていただきます。また、明細書の翻訳文の様式も変更されました。
- (2) 共通出願様式の受付開始については、JPOのホームページもご参照下さい。
http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/t_tokkyo/shutsugan/kyoutsusyutugan.htm
- (3) AIPLA (米国)：米国知的財産権法協会。知的財産権法を専門とする弁護士からなる団体。
IPO (米国)：米国知的財産権者協会。大小企業、教授、弁護士、個人発明家が会員。
BUSINESSEUROPE (欧州)：34カ国を代表する40の業界団体から構成。ヨーロッパ全体の競争産業政策を促進することを目的として、1949年に設立。
epi (欧州)：対欧州特許庁代理人協会。EPOに対する代理人の団体。

- (4) 三極ウェブサイト <http://www.trilateral.net/news/20071130/index.php>
JPO ホームページ <http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/kokusai/kokusai3/caf.htm>
- (5) 作業文書PCT/MIA/15/8 http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=15362
- (6) 作業文書 PCT/WG/1/15 http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=15583
- (7) PCT 実施細則 <http://www.wipo.int/pct/en/texts/index.htm>
- (8) 原稿校正後の確認の際、可能であればパブコメ終了後の施行規則へのリンクを追加します。
http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/kaisei/kaisei2/tokkyohoutou_kaiei_201226.htm
- (9) 特許出願、实用新案登録出願とも様式が変更されましたが、ここでは特許出願についてご説明します。
- (10) 原稿校正後の確認の際、可能であればパブコメ終了後の施行規則へのリンクを追加します。
http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/kaisei/kaisei2/tokkyohoutou_kaiei_201226.htm
- (11) ここでは、PCT実施細則の附属書F (Annex F) で規定されているXML (eXtensible Markup Language) のDTD (文書型定義) を指す。これは、明細書等をXML形式で出願するために定義されているもの。
- (12) http://www.wipo.int/export/sites/www/efiling_standard/en/pfc_already_processed/pfc-08-008.pdf
- (13) 「公報仕様 特許、实用新案 第4版」(平成20年7月28日(月)) http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/kouhou/kouhou2/kouhou_siyou.htm
(原稿受領 2008.12.1)

